

新しい教員免許状の取得手続と更新関係の手続を同時期に行う場合の注意点

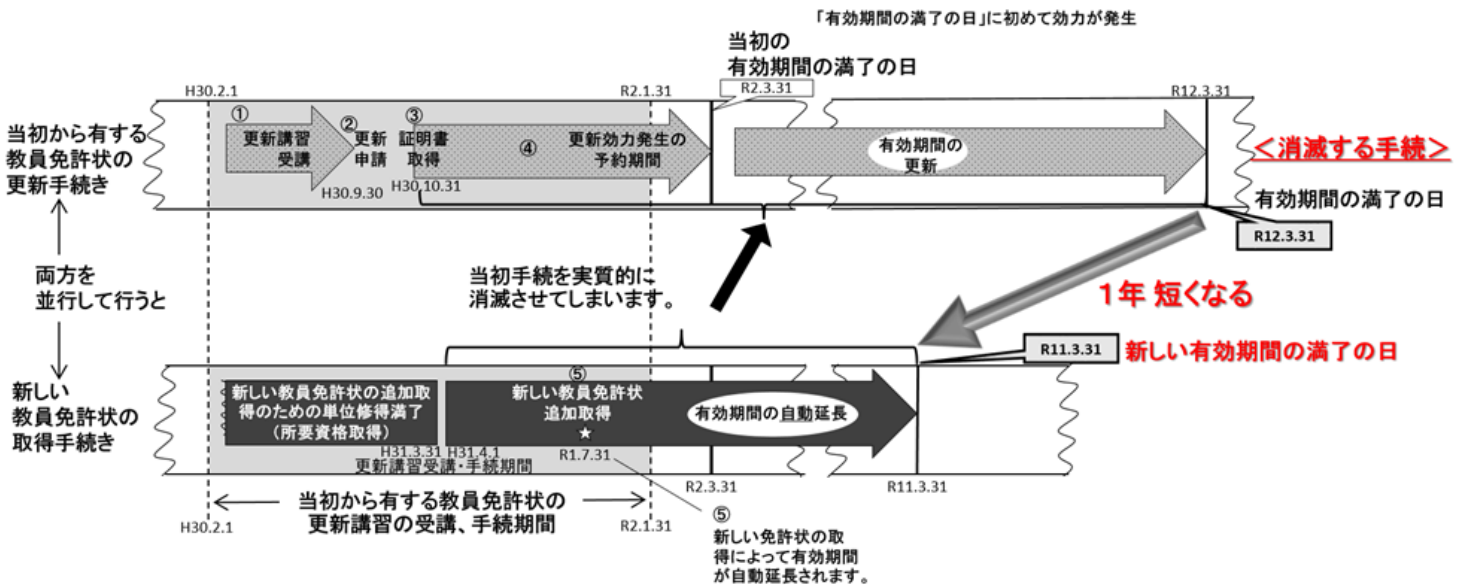
新免許状を所持する者（平成21年4月1日以降に初めて教員免許状を授与された者）が更新関係の手続を行った直後に、新しい教員免許状を取得すると、思わぬ不利益が発生する場合がありますので、**注意が必要**です。

図3のように、新免許状を所持する者が①更新講習を受講・修了し、②更新申請の手続をして、③有効期間更新証明書を取得した直後から、④の更新申請の手続を行う前の免許状の④「有効期間の満了の日」（以下「手続前の有効期間の満了の日」という。）が訪れるまでの期間に、⑤新しい教員免許状を取得すると、

手続前の有効期間の満了の日より前に新しい教員免許状を取得したことによって、手続前の有効期間の満了の日が、⑤の新しい教員免許状に必要な所要資格を得てから10年後にずれてしまい、更新講習受講・手続期間もそれに合わせてずれてしまいます。

つまり、予め更新講習を受講・修了し更新手続が完了していても、肝心の「有効期間の満了の日」自体がずれてしまうと、④の更新手続の**効力発生は空振り**となります。

【図3】



※更新手続の効力が空振りとなった場合、有効期間の誤認を防ぐため、免許管理者から③の「有効期間更新証明書」の返納に関する御協力をお願いする場合があります。